

**鳩山政権は、マニフェストを遵守し、世界から賞賛される
「地球温暖化対策基本法」を政治主導で目指すべきだ**

現在、政府部内で審議されている地球温暖化対策基本法案は、官僚や産業界の巻き返しによって後退し、マニフェスト違反ともなりかねない状況です。以下、問題点を整理し、中でも「環境よりも経済優先」の原則を定める「経済調和条項」の問題点を解説いたします。

(1) 「空約束」にされる25%削減目標

法案には、国際的にも高く評価された「25%削減」という数字は法律に書き込まれます。しかし、そこに「ただしすべての主要国参加と意欲的な目標が前提」という前提条件がセットになっており、実質的にいつまでも効力を発揮しない目標となっています。

(2) 「縄抜け」する産業界

鳩山政権の温暖化対策マニフェストの中でも中心となるのが「キャップ&トレード型の排出量取引」です。この制度は、すでに京都議定書の目標達成にメドを立てた欧州の実績を見ても、産業部門のCO2削減において、「総量削減」をするためには根幹となるものです。ところが「原単位」（単位当たりのCO2排出量やエネルギー消費量）が並列で書き込まれようとしています。これが入ると、(1)作れば作るほどCO2を増やしてもよい「総量削減」ができず、(2)欧州や米国など先進国が先行実施している制度とは似て非なる「ガラパゴス制度」となり、(3)国内的には、いろいろな「原単位」が入り乱れて制度が混乱し、結局、産業界には何の制約にもならない「縄抜け制度」となります。

(3) 「水増し」される自然エネルギー

自然エネルギーの普及では、目標値として2020年までに1次エネルギーの10%（現状3%程度）とし、ドイツを筆頭に世界で飛躍的に効果をあげた「全量・全種類の自然エネルギーを対象とした固定価格買取制度～フィードインタリフ」は書き込まれる予定ですが、自然エネルギーの中に大規模水力が含まれ、エコキュートやエアコンの熱を入れて水増しされるなど、これから増やすべき純粋な自然エネルギーの割合を目減りさせようとする、駆け引きは続いています。

(4) 原発推進という「逆行」

温暖化対策基本法案には、どさくさ紛れに「原発推進」の規定が盛り込まれようとしています。これは、原発そのものが持つ本質的な問題点～安全性、核廃棄物、核拡散など～を無視しているだけではありません。これまでも日本の温暖化対策は、原発に過剰に頼った計画を作り、その原発が地震やトラブル隠しで止まり、足りない電気を石炭で補ってきた結果、CO2削減どころか9%（2007年）も増やしてきました。この先、地球温暖化対策に間に合わせようと原発を作ろうとしても、10～20年という時間がかかるため、とても間に合わない上、日本の原発の大半は老朽化しており、10年後には次々に閉鎖されてゆきます。

(5) 経済優先主義という「亡霊」

現段階の草案には、多くの条文に渡って「経済との調和を図りつつ」という文言が入っており、これを「霞ヶ関文学」として読み解くと「経済に影響しそうな規制はすべて禁止」となります。これは「経済調和条項」と呼ばれ、すべての環境規制を骨抜きにして大公害時代を招き寄せた悪名高いものです（ウラ面解説参照）。

■ 解説：「環境よりも経済優先」の「経済調和条項」

政府の地球温暖化対策基本法の最終案の随所に、「環境よりも経済優先」の原則を定める、いわゆる「経済調和条項」が盛り込まれています。また、労働界と産業界の代表には、「特別の意見表明権」まで認めています。いずれも最終段階で盛り込まれたものと見られ、「経済産業省の隠し玉」と思われます。

これらにより、政策や制度の立案に当たっては、経済や雇用、産業の国際競争力を損なわないことが法律上、大前提となってしまいます。いわば、「骨抜きが合法」「効果的な政策が非合法」というものです。

そもそも「経済調和条項」は、当初の「公害対策基本法」に盛り込まれ、世論から非常に強い反発があったため、1970（昭和 45）年に自民党政権が削除したものです。当然、「公害対策基本法」の後身で、自民党政権が策定した「環境基本法」には、その欠片（かけら）すら盛り込まれていません。

つまり、「1970年に自民党政権が気付いた過ち」を「2010年に民主党政権が繰り返そうとしている」のです。

これら「経済調和条項」は、完全に削除されるべきです。

地球温暖化対策基本法案の主な「経済調和条項」

（下線は最終案で加筆修正された条文／政府資料にも同じ個所に線が引いてある）

この法律は（中略）地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、雇用の安定、経済の成長及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。（第一条）

地球温暖化対策は（中略）豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。（第三条第一項）

地球温暖化対策は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する産業の発展並びにこれによる就業の機会が増大が図られるとともに、地球温暖化対策の推進に伴い影響を受ける事業に従事する者の雇用の安定が図られるよう、行われなければならない。（同条第四項）

地球温暖化対策は、エネルギーに関する施策との連携を図りつつ、エネルギーの安定的な供給の確保が図られるよう、行われなければならない。（同条第五項）

国は（中略）地球温暖化対策に関し学識経験のある者、消費生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求め、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。（第三十三条）